

国会法の一部を改正する法律案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)〔抄〕

改正案	現行
<p>第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、<u>第四百四条から第四百五条まで</u>、第二百二十条、第二百二十一条第二項並びに第二百二十四条の規定を準用する。</p> <p>② 〔略〕</p>	<p>第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、<u>第四百四条、第四百五条</u>、第二百二十条、第二百二十一条第二項並びに第二百二十四条の規定を準用する。</p> <p>② 〔略〕</p>
<p>第四百四条の二 各議院又は各議院の委員会から、審査又は調査のため、各議院又は各議院の委員会に提出される報告又は記録に含まれる情報の保護に関し必要なものとして各議院の議決により定める措置を講じた上で、内閣又は官公署に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、前条の規定及び他の法令の規定にかかわらず、<u>内閣又は官公署は、次項の規定により疎明する場合を除き、その求めに応じなければならない。</u></p> <p>② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を議長に疎明しなければならない。この場合において、議長は、その理由を受諾し得るか否かについて、副議長の意見を聴くものとす</p>	<p>〔新設〕</p>

る。

③ 議長が前項の理由を受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録をその議院又は委員会に提出する必要がない。

④ 議長が第二項の理由を受諾することができない場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録を議長に提示しなければならない。この場合において、議長は、副議長とともにその報告又は記録を閲覧するものとする。

⑤ 議長が、副議長の意見を聴いて、前項の規定により提示された報告又は記録に含まれる情報が既に公になっているものと認めるときは、内閣又は官公署は、第一項の措置が講ぜられなくとも、当該報告又は記録を同項の規定により当該報告又は記録の提出を求めた議院又は委員会に提出しなければならない。

⑥ 前項に定めるもののほか、議長が、副議長の意見を聴いて、第四項の規定により提示された報告又は記録が第一項の措置を講じた議院又は委員会に提出された場合には国家の極めて重大な利益に回復しがたい悪影響を及ぼすこととなると認めるときを除き、内閣又は官公署は、当該報告又は記録を同項の措置を講じた議院又は委員会に提出しなければならない。